

65歳以上の皆さんへ

介護保険料確定のお知らせ

本年度確定の介護保険料納入通知書を六月中旬にお送りします。

これは六月に決定した平成十九年度町民税の課税状況に応じて、本年度の介護保険料の額を決定したものです。

年金天引きによる納付（特別徴収）のかたは、今回確定した保険料額（年額）から四月にお送りした納入通知書の仮徴収額を差し引いた額を、各納期に分けて徴収します。

納付書による納付（普通徴収）のかたは、本年度の保険料（年額）を六月から十期に分けて納付します。なお、普通徴収のかたは、本年度から仮算定を廃止し年一回の通知書の送付とするとともに、納期を変更しました。今後も保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

○税制改正により保険料の所得段階が上がった場合

税制改正（年金課税の見直しおよび高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により所得段階が上がるとは、保険料負担の

急激な増加を避けるため、平成十八・十九年度の二か年にわたる各所得段階の基準額に対して低い割合が適用されます。詳しくは、納入通知書をご確認ください。

【問合先】福祉健康課

○平成19年度介護保険料

所得段階	対 象 者	基準額 (57,000円)に 対する割合	年 額 (円)
第1段階	老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税のかたまたは生活保護受給者のかた	基準額×0.50	28,500
第2段階	市町村民税世帯非課税のかたで合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.50	28,500
第3段階	市町村民税世帯非課税のかたで第2段階の対象者に該当しないかた	基準額×0.75	42,800
第4段階	本人が市町村民税非課税のかた (第1～3段階を除く)	基準額	57,000
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満のかた	基準額×1.25	71,300
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上のかた	基準額×1.50	85,500

住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額

既存住宅のバリアフリー改修工事を行った場合に、その住宅の固定資産税が減額される制度が平成19年4月1日からできました。減額を受けようとする住宅をお持ちのかたは、改修工事完了後、3か月以内に「バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書」を税務課に提出してください。

対象となる要件 (①～③の いずれにも あてはまるもの)	①平成19年1月1日以前から所在する住宅であること。 ②平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に完成した自己負担額が30万円以上の次のいずれかの改修工事であること。 (1)廊下の拡幅 (2)階段の勾配の緩和 (3)浴室の改良 (4)トイレの改良 (5)手すりの設置 (6)屋内の段差の解消 (7)ドアの引き戸への取替え (8)床材の滑り止め化 ※自己負担額は、町からの助成金や介護保険の給付金を工事費から控除した額 ③次のいずれかのかたが居宅していること。 (1)65歳以上のかた (2)介護保険法の要介護または要支援の認定を受けているかた (3)障害者のかた
減額される額	固定資産税額の3分の1(ただし、改修工事が完了した年の翌年の1年間に限る。)
減額対象床面積	100平方メートル相当分まで
申請方法	「バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書」に次の書類を添付してください。 改修工事に係る工事明細書、その他関係書類